

令和4年（2022年）4月15日

小田原市生活交通ネットワーク協議会会員 各位

小田原市生活交通ネットワーク協議会
会長 吉田 樹

令和4年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会の書面開催について

春暖の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から会員の皆様におかれましては、本協議会の運営について、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第5条第7項に基づき、書面にて開催し、協議をさせていただきます。

つきましては、別紙2～4、参考1～3をご確認いただき、別紙1「書面協議回答票」にご記入の上、4月25日（月）までに、事務局へご回答をお願いいたします。

（事務担当）

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局
小田原市都市部まちづくり交通課交通政策係
泉

電話：0465-33-1267

FAX：0465-33-1579

E-mail：ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

令和4年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会

会 議 次 第

1 協議事項

- (1) 小田原市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会の設置に係る事項について
(別紙2、参考1～参考3参照)
- (2) 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について(別紙3-1、-2参照)

2 報告事項

- (1) 地域公共交通調査事業の内示について(別紙4参照)

配布資料

- ・別紙1 書面協議回答票
- ・別紙2 小田原市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査委員会設置要領(案)
- ・別紙3-1 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約(一部改正案)
- ・別紙3-2 新旧対照表
- ・別紙4 地域公共交通調査事業の内示について
- ・参考1 小田原市地域公共交通計画の策定について(令和3年11月29日 第2回協議会資料)
- ・参考2 小田原市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザルに関する基本方針
- ・参考3 小田原市生活交通ネットワーク協議会報酬規程

小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局
 小田原市都市部まちづくり交通課交通政策係 行

| 1 小田原市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会の設置に係る事項について 別紙 2、参考 1～3 | |
|--|--|
| 協議内容 | 協議内容について |
| 小田原市地域公共交通計画の策定に向けた公募型プロポーザルの実施に当たり、別紙 2 のとおり、小田原市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査委員会要領を定めるものです。 | <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない |
| ※上記について、承認しない場合は、理由をご記載ください。 | |

| 2 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の変更について 別紙 3-1、-2 参照 | |
|---|--|
| 協議内容 | 協議内容について |
| 協議会規約については、小田原市地域公共交通総合連携計画の策定時に制定していることから、地域公共交通計画の策定に向けて、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約を別紙 3 - 1 のとおり一部改正するものです。 | <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない |
| ※上記について、承認しない場合は、理由をご記載ください。 | |

会員所属 : _____

会員職名 : _____

会員氏名 : _____

FAX : 0465-33-1579
 mail : ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

小田原市地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル審査委員会要領（案）

第1 設置

小田原市地域公共交通計画策定調査業務を実施するにあたって、プロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の選定を厳正かつ公正に行うため、小田原市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事。
- (2) 審査の対象となる事業者の選定に関する事。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の選定に関する事。
- (4) その他必要な事項

第3 組織

- 1 委員会の委員は、別表のとおりとする。
- 2 委員会に委員長を置き、小田原市生活交通ネットワーク協議会会長をもって充てる。
- 3 委員の報酬については、小田原市生活交通ネットワーク協議会報酬規程に準ずるものとする。
- 4 委員会は、小田原市生活ネットワーク協議会と委託業者が契約締結した時点で解散する。

第4 委員長の職務等

- 1 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市地域公共交通計画の策定について

1 経緯・目的

- 平成25年3月「小田原市地域公共交通総合連携計画」策定（令和4年度末まで）
- 令和2年6月「地域公共交通活性化・再生法」改正
 - ・「地域公共交通計画」の策定義務化
 - ・令和6年6月末までに策定していない場合、令和7年度から国の補助金を活用不可（本市内では、富士急湘南バスが活用）
 - ・同法第6条により、「地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。」とされている。
- 令和4年度、令和5年度の2か年で、小田原市生活交通ネットワーク協議会に本計画の作成をお願いします。

2 策定のポイント（国手引きより）

- まちづくり（立地適正化計画）と連携した面的な公共交通ネットワークの再構築に向け、公共交通が果たすべき役割を明確化。
- 従来の公共交通に加え、必要に応じて多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉運送等）も計画に位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かに対応。
- 新たな先端的技術やサービスを積極的に活用。
- 定量的な目標値（利用者数、収支、公的負担額）によりPDCAの取組を強化。

3 策定に向けた作業内容（予定）

- 既存計画の検証・評価（目標値の達成状況の確認）
- 現状把握（地域特性の整理、路線バス利用状況など）
- ニーズ把握（住民アンケート、利用者聞き取り調査など）
- 計画策定（課題整理、基本方針・目標値の設定、実施事業の検討）
- その他国補助金申請、パブリックコメントの実施ほか

4 スケジュール（予定）

| 作業内容 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|
| 既存計画の検証・評価 | → | |
| 現状、ニーズ把握 | → | |
| 計画策定作業 | | → |
| 国補助申請及び決定 | → | → |

※委託業者は、プロポーザル方式により選定する予定です。

（令和5年度は、受注業者との再契約を想定。）

※計画策定主体は協議会となり、国補助金も協議会に交付されます。

※協議会は、年3回程度開催予定。

5 令和3年度の予定

国へ補助申請を行うとともに、プロポーザル実施要領の作成や、審査委員会設置要領の制定などの準備をしてまいります。

小田原市地域公共交通計画策定調査業務委託
プロポーザルに関する基本方針

1 基本概要

(1)業務名

小田原市地域公共交通計画調査業務委託

(2)業務の目的

地域公共交通の維持・確保に向けた取組を推進するため、小田原市地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査等を行うことを本業務の目的とする。

(3)業務内容（募集内容）

- ①現計画の検証・評価（目標値の達成状況の確認）
- ②公共交通等に関する現況把握
- ③市民ニーズ、意向把握
- ④課題整理
- ⑤基本的な方向性
- ⑥協議会及び作業部会の運営支援
- ⑦地域の移動手段導入に係る検討会への専門家の派遣
- ⑧令和5年度の実施予定内容

(4)業務期間

契約日から令和5年(2023年)3月15日まで

(5)予算等

見積上限額は、11,649千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 プロポーザル方式の採用理由

小田原市地域公共交通計画の策定に係る基礎調査業務等の実施に当たっては、小田原市内における公共交通に関する的確な現状分析、課題の抽出、分析等が極めて重要であり、優れた提案が可能な専門技術と実績を備えた業者を特定するため、プロポーザル方式を採用する。

3 プロポーザル方式の採用による具体的な効果

- (1)価格のみによる選定ではないので、予算額の範囲内で最も適した提案の採用が可能である。
- (2)審査の段階で提案書に関するヒアリングを実施することにより、調査手法等を詳しく評価・比較することができる。
- (3)企画提案に基づき、業者を選定することで、より良い計画策定が可能となる。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

(1)参加申込者（企業）は、次の要件を満たしていること。

- ・小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- ・参加申込書の提出期限から候補者の選定日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名
- ・停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ・プロポーザル方式による業務（以下「該当業務」という。）に係る営業種目において、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。

また、原則として市内事業者であることを要件として公募するものとするが、参加者が 3 者に満たない場合は、3 者以上となるまで、準市内事業者、県西地域内事業者、県内事業者、県外事業者の順に選定要件を拡大する（※定義は以下、参照）。

①市内事業者

小田原市内に本社又は本店を有する者

②準市内事業者

小田原市外に本社又は本店を有するが、小田原市内に支社、支店、営業所等（以下「支社等」という。）を有する者

③県西地域内事業者

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町及び真鶴町内に本社、本店、支社等を有する者

④県内事業者

神奈川県内に本社、本店、支社等を有し、上記(1)、(2)、(3)に該当しない者

⑤県外事業者

上記以外の者

- ・提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ・プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- ・参加申込者（企業）は、次の要件を満たしていること。
 - ① 小田原市競争入札参加資格者名簿において、「都市計画及び地方計画」に係るコンサルタントの登録がある機関。
 - ② 平成26年度から令和3年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体・法定協議会等」から受注した業務において以下に記載する同種又は類似業務の実績を 1 件以上

有する機関。

- ・同種業務：地域公共交通計画策定業務(令和2年(2020年)11月20日以降に策定された地域公共交通網形成計画を含む)
- ・類似業務：令和2年(2020年)11月19日以前に策定された地域公共交通網形成計画及びその他、交通政策に関する計画策定業務

(2) 予定管理技術者及び担当技術者は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士(総合技術管理部門：建設部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 博士(工学)(専門分野：交通政策に関する研究)
- オ 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

② 次のいずれかの実績を有する者

平成26年度から令和3年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体・法定協議会等」から受注した業務において以下に記載する業務の実績を1件以上有する者。

- ・同種業務：地域公共交通計画策定業務(令和2年(2020年)11月20日以降に策定された地域公共交通網形成計画を含む)
- ・類似業務：令和2年(2020年)11月19日以前に策定された地域公共交通網形成計画及びその他、交通政策に関する計画策定業務

③ 令和4年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定を含む)を受けているが未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体・法定協議会等」から受注した契約金額500万円以上の業務

6 審査概要

提出された企画提案書について、評価基準に基づき審査し、候補者を選定する。

| 評価基準 | | | |
|-----------------------------|--|---|---------|
| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価のウエイト |
| | 判断基準 | | |
| その他 実施方針・実施フロー・工程計画・地域貢献 | 業務理解度 | 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 | 10 |
| | 実施手順 | 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 5 |
| | 工程計画 | 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 5 |
| | 地域貢献 | 地元業者の活用がある場合について評価する。 | 5 |
| | その他 | 本業務説明書に対する意見、仕様書等に示される業務内容に対する有益な代替案又は重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 | 5 |
| | なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合は、選定しない。 | | — |
| 令和5年度実施予定業務 令和4年度実施業務及び | 的確性 | 本市の特性を踏まえた提案となっているか評価する。特に地域ごとの特性を的確に踏まえている場合に優位に評価する。 | 20 |
| | | 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。 | 10 |
| | | 業務の的確性に著しく欠ける場合は、選定しない。 | — |
| | 実現性 | 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 | 10 |
| | | 地域ごとの特性を踏まえた提案がある場合に優位に評価する。 | 20 |
| | | 提案内容を裏付ける類似実績の明示がある場合に優位に評価する。 | 10 |
| | | 業務の実現性に著しく欠ける場合は、選定しない。 | — |
| 参考見積 | 参考見積の妥当性 | 提案した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には選定しない。 | — |
| 合計 | | | 100 |

7 日程（予定）

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) プロポーザル実施の公表 | 令和4年（2022年）5月 |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和4年（2022年）5月 |
| (3) 質問書に対する回答予定 | 令和4年（2022年）6月 |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和4年（2022年）6月 |
| (5) 参加資格審査結果の通知予定 | 令和4年（2022年）6月 |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和4年（2022年）7月 |
| (7) 審査会 | 令和4年（2022年）7月 |
| (8) 審査結果通知予定 | 令和4年（2022年）7月 |
| (9) 契約の締結予定 | 令和4年（2022年）8月 |

小田原市生活交通ネットワーク協議会報酬規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会会員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 小田原市生活交通ネットワーク協議会会員の報酬は、次に定める額とする。

(1) 学識経験者 日額 13,000 円

(2) 市民代表として参画している会員 日額 3,000 円

(費用弁償等の支給)

第 3 条 前条第 1 号に規定する者が、協議会の職務を行うため旅行したときは、費用弁償又は旅費を支給する。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（案）

（目的）

第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応

じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則（平成24年1月11日）

この規約は、平成24年1月11日から施行する。

附 則（平成25年3月31日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月1日）

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>小田原市生活交通ネットワーク協議会規約（案）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>地域公共交通計画</u>及びネットワーク計画等の作成及び変更に関する事項 (2) <u>地域公共交通計画</u>及びネットワーク計画等の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) <u>地域公共交通計画</u>及びネットワーク計画等に定められた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項 <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (4) 市民又は利用者の代表者 (5) 学識経験者 (6) 神奈川県小田原警察署 (7) 道路管理者 (8) 関東運輸局神奈川運輸支局 (9) 神奈川県 (10) 小田原市 <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者</p> <p>2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 会員は、再任されることができる。</p> <p>（役員）</p> <p>第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。 | <p>小田原市生活交通ネットワーク協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>連携計画</u>及びネットワーク計画の作成及び変更に関する事項 (2) <u>連携計画</u>及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (3) <u>連携計画</u>及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項 <p>（組織）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (4) 市民又は利用者の代表者 (5) 学識経験者 (6) 神奈川県小田原警察署 (7) 道路管理者 (8) 関東運輸局神奈川運輸支局 (9) 神奈川県 (10) 小田原市 <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者</p> <p>2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 会員は、再任されることができる。</p> <p>（役員）</p> <p>第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。</p> <p>(作業部会)</p> <p>第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(監査)</p> <p>第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。</p> <p>2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。</p> <p>2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。</p> | <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。</p> <p>4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。</p> <p>(作業部会)</p> <p>第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。</p> <p>2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。</p> <p>3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(監査)</p> <p>第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。</p> <p>2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。</p> <p>2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則（平成24年1月11日） この規約は、平成24年1月11日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月31日） この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日） この規約は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和4年5月1日）</u> <u>この規約は、令和4年5月1日から施行する。</u></p> | <p>附 則（平成24年1月11日） この規約は、平成24年1月11日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月31日） この規約は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日） この規約は、平成28年4月1日から施行する。</p> |